

【随時募集】令和6年度採用 福岡市放課後児童クラブ支援員A(欠員代替) (会計年度任用職員) 募集案内

1 募集受付期間

令和6年8月1日(木)～ 令和6年11月20日(水)【当日消印有効】

※ 応募は上記期間中に、随時受け付けています。

※ 採用予定人数に達した場合は、募集を随時終了します。

(退職等により欠員が生じる場合は、募集を再開することがあります。)

2 職名、採用予定人員及び職務の概要

職名	採用予定人員	職務の概要
放課後児童クラブ支援員A(欠員代替) (放課後児童支援員)	別紙 「支援員A(欠員代替) 採用予定人数一覧」の とおり	市内の小学校に設置された放課後児童クラブ(旧名称:留守家庭子ども会)で、児童の育成支援業務などに従事します。

3 任用期間

令和6年9月1日から令和6年11月30日まで(3か月間の任用)

※応募時期等により、任用開始時期は異なります。

ただし、令和7年3月31日を限度として、3か月ごとに任用期間を更新することがあります。
(令和7年3月31日を超えて、任期の更新することはできません。)

4 応募資格

次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす人

(1) 資格

次の各項いずれかに該当する人

- ①保育士の資格を有する人
- ②社会福祉士の資格を有する人
- ③高等学校卒業者等であり、2年以上児童福祉事業(放課後児童クラブ、保育所、児童館等)に従事した人
- ④教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する人
- ⑤学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学(以下、「社会福祉学等」という)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した人を含む。)
- ⑥学校教育法の規定による大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた人
- ⑦学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人
- ⑧外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人
- ⑨高等学校卒業者等であり、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業(民間学童等)に従事した人
- ⑩5年以上放課後児童健全育成事業に従事した人

(2) 次のいずれにも該当しない人

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなる

までの人

- ②福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(3) 次のいずれかに該当する人

- ①日本国籍を有する人
- ②出入国管理及び難民認定法に定められている永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
- ③日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

5 試験の日時、会場、試験方法及び合格者発表

区分	日時	会場	試験方法	合格者発表
筆記試験			書類選考 (職務に対する適性・意欲等についての書類選考)	採用試験後1週間以内を目途に、受験者に郵送で合否について通知を発送するとともに、合格者へ電話で通知します。
面接試験	日時及び会場については、採用試験申込書の提出確認後、放課後こども育成課より電話にて連絡します。		面接試験 (職務に対する適性及び児童への育成支援に必要な知識等についての面接試験)	

※合否について、電話による問い合わせにはお答えできません。

6 合格から採用まで

- (1) 選考試験の結果、合格者は、令和7年3月31日までを登録期間とする支援員A(欠員代替)(会計年度任用職員)候補者名簿(以下、「候補者名簿」という。)に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人の中から、**令和6年9月1日**以降の採用を行います。
- (3) 候補者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。また、欠員など必要に応じて採用を行うため、採用時期・任用期間等は異なる可能性があります。(欠員が生じた場合は、候補者名簿に登載された人からご案内していきます。)
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

7 勤務条件等

職 名	支援員 A (欠員代替)
勤務日	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、月曜日から土曜日までのうち週5日間（勤務する曜日の固定はできません。） ・週休日は、原則、4週間を通じて8日（日曜日を含む） ・休日は、国民の祝日に関する法律（祝日法）による休日、及び12月29日から翌年1月3日まで ※研修、緊急対応等のため、日祝日に勤務が必要となる場合があります。
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、週27時間30分勤務（1日5時間30分） ・時間外勤務を命じる場合があります。 ・学校休業日以外は、原則として、午後1時30分から午後7時までの5時間30分です。 ・学校休業日（土曜日、夏季、冬季、学年末等）は、午前8時から午後7時までの間の5時間30分です。 ※勤務する放課後児童クラブの状況により、1年を通して次の勤務時間のパターンがあります。 ① 8:00～13:30 ② 8:30～14:00 ③ 9:00～14:30 ④ 9:30～15:00 ⑤ 10:00～15:30 ⑥ 10:30～16:00 ⑦ 11:00～16:30 ⑧ 11:30～17:00 ⑨ 12:00～17:30 ⑩ 12:30～18:00 ⑪ 13:00～18:30 ⑫ 13:30～19:00
勤務場所	<ul style="list-style-type: none"> ・別添「(福岡市放課後児童クラブ支援員 A (欠員代替) 採用予定人数一覧)」に記載の放課後児童クラブ ※採用された人は、原則、採用試験申込書で第1希望から第3希望に記入された放課後児童クラブに配置されます。
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬月額 141,608円～146,292円（地域手当を含む） ・期末・勤勉手当（本市規定により、年2回支給） ・年収233万円～241万円程度（期末・勤勉手当が満額支給である場合の例） ※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて報酬月額を決定します。 ※その他、市の規則に定めるところにより、通勤手当（費用弁償）、期末・勤勉手当等が支給されます。 ※採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。
休 暇	<ul style="list-style-type: none"> ・任用期間に応じて最大5日間（3か月間の任期）の年次有給休暇があります。更新されれば、再度付与されることがあります。
社会保険	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
労働災害	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害補償については、労働者災害補償保険法による補償制度が適用されます。
服 務	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。 ※サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・採用後は、放課後児童支援員認定資格研修を受講していただきます。（未受講の方のみ）

※採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

8 応募方法

(1) 提出書類

申込書	<p>令和6年度採用【随時募集】放課後児童クラブ支援員A（欠員代替）（会計年度任用職員）採用試験申込書</p> <ul style="list-style-type: none">・申込書は、教育委員会放課後こども育成課（市役所 11 階）、情報プラザ（市役所 1 階）で配付します。・記入にあたっては、別添の「記入上の留意点」をよく読んでください。・申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください。（写真の裏に記名すること。）
------------	---

※受験に関する詳細をお知らせする受験票については、送付しないため、返信用封筒（切手付き）は必要ありません。

(2) 提出方法

提出書類一式を入れた封筒の表に「支援員A（欠員代替）受験申込」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記のうえ、令和6年11月20日（水）まで【当日消印有効】に下記の宛先に郵送または持参にてお申込みください。

※持参の場合の受付は、平日9時から17時までです。（土・日・祝日は受け付けません。）

(3) 宛先（持参先）

〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市教育委員会放課後こども育成課（福岡市役所 11 階）

※提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

【申込みと問い合わせ先】

福岡市教育委員会放課後こども育成課

電話 (092) 711-4662 FAX (092) 733-5736

〒810-8621

福岡市中央区天神一丁目8番1号（福岡市役所 11 階）

E-mail k-ikusei.BES@city.fukuoka.lg.jp